

## 告 示

### 埼玉県告示第千九十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款及び役員名簿を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年九月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人オレンジ研究所

三 代表者の氏名

関 本 正 子

四 主たる事務所の所在地

（変更前） 京都市京都市北区小山下内河原町百八番地 株式会社銀座屋二階

（変更後） 埼玉県坂戸市日の出町三千九百七十五番地二の八百五

五 定款に記載された目的

この法人は、社会的弱者が様々な情報に取り残されることなく安心して生活できる環境を整えるために当事者およびその支援者に各種情報の提供、支援技術の付与およびICTのような技術の教育を行うと同時に、社会的弱者に対する支援の質の向上と高度な専門性を有する支援者の増加に研究活動を通じて貢献することを目的とする。